

平成31年3月15日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月15日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「被疑者カルロス・ゴーンに関する勾留理由開示公判は、東京地裁又は東京地検によって公にされている事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成31年1月8日にあったカルロス・ゴーンの勾留理由開示公判に関して、東京地裁事務局が作成し、又は取得した文書（大使館職員等に対する傍聴席の優先割当に関する文書を含むものの、一般の傍聴者から回収した裁判所傍聴券は除く。）

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、2月7日付で、(1)の文書の存否を答

えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 申出人が、原判断府に対し、上記(1)の文書（以下「本件文書」という。）の開示を求めたのに対し、原判断府は、上記(2)のとおり不開示とした。これに対し、申出人は、「被疑者カルロス・ゴーンに関する勾留理由開示公判は、東京地裁又は東京地検によって公にされている事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない。」との主張をして本件苦情を申し出た。

イ 本件開示申出の内容からすれば、本件文書の存否を明らかにすると、特定の個人の勾留理由開示公判に関する事実の有無が公になる。この情報は、法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

この点について、苦情申出人は、当該特定の個人の勾留理由開示公判は、東京地方裁判所又は東京地方検察庁によって公にされている事実であるから、法第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかし、当該特定の個人の勾留理由開示公判に関する報道は、報道機関の責任において当該報道がされたものであり、それをもって、上記情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。

ウ そうすると、本件文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。